



空地・空家を所有または管理されている方は 火災予防にご協力お願いします

空地の管理では次のことに注意しましょう！！



- ・ 枯草等は定期的に刈り取り、適切に処理しましょう
- ・ 燃えやすいものは置かない（放置しない）ようにしましょう
- ・ みだりに人が出入りできないようにフェンス等により周囲を囲いましょう

空家の管理では次のことに注意しましょう！！



- ・ みだりに人が出入りできないように施錠しましょう
- ・ 燃えやすいものを周囲に置かない（放置しない）ようにしましょう
- ・ ガスや電気は確実に遮断し、危険物（灯油等）は置かないようにしましょう

土岐市火災予防条例(抜粋)

- ① 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない
- ② 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない

【問い合わせ先】

土岐市消防本部 予防課（５４－３１２９）

北消防署 査察指導係（５３－０１１９）

南消防署 査察指導係（５８－０１１９）